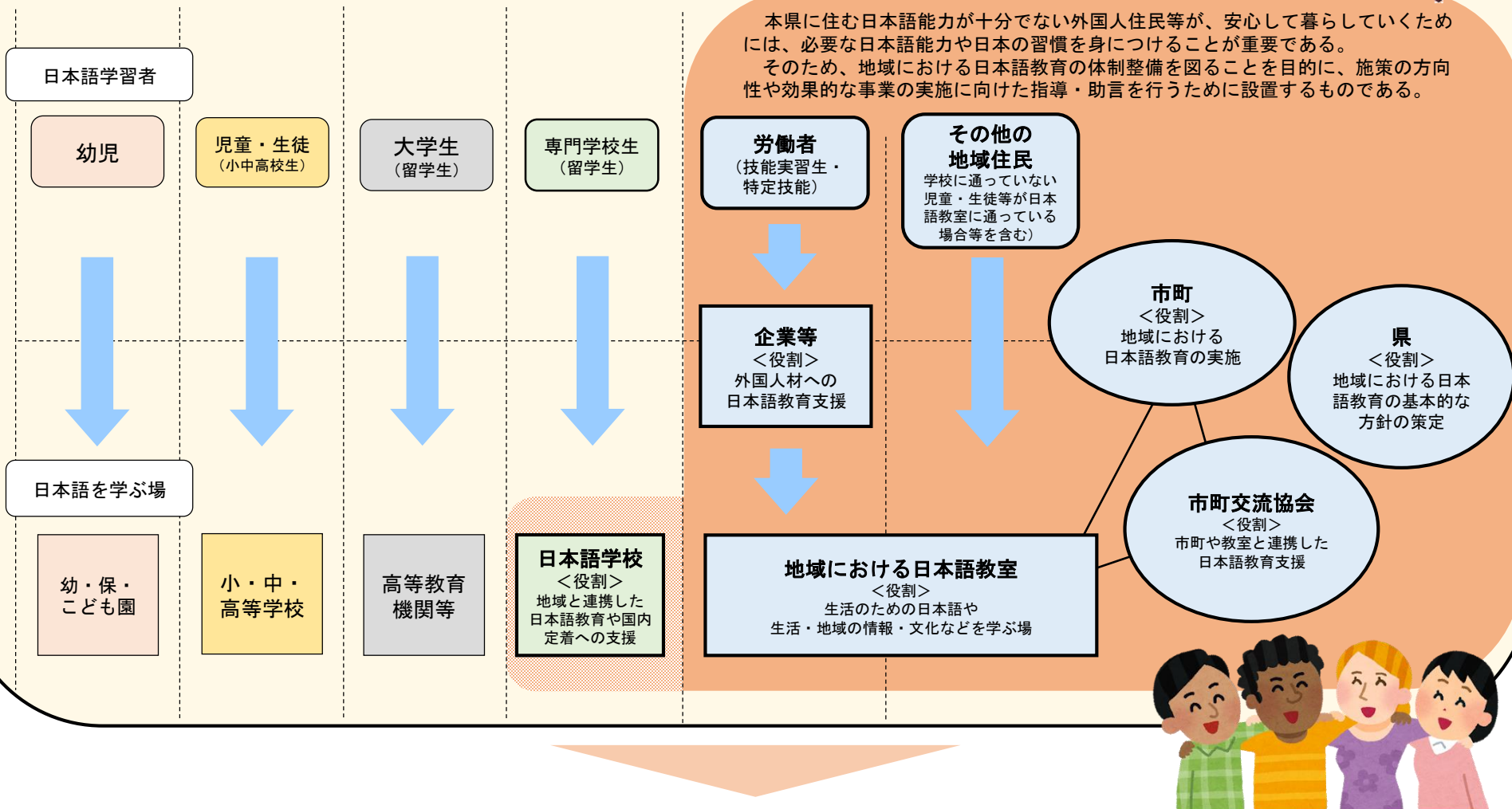


栃木県地域日本語教育連携調整会議について

日本語教育 … 外国人等（日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者）が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」第2条第2項）

＜地域日本語教育連携調整会議＞

本県に住む日本語能力が十分でない外国人住民等が、安心して暮らしていくためには、必要な日本語能力や日本の習慣を身につけることが重要である。
そのため、地域における日本語教育の体制整備を図ることを目的に、施策の方向性や効果的な事業の実施に向けた指導・助言を行うために設置するものである。



日本語による円滑なコミュニケーションを通して、
県民の誰もが働きやすく、暮らしやすい多文化共生社会の実現